地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和6年11月15日

横浜市契約事務受任者 教育次長 石川 隆一

- 契約の概要
 給水管漏水修繕
- 2 履行(納品)場所 横浜市泉区和泉町6201番 横浜市立いずみ野中学校
- 3 契約日 令和6年9月13日
- 4 履行日又は履行期間令和6年9月13日から令和6年10月25日
- 5 契約金額 324,500 円 (税込)
- 6 契約の相手方(名称及び所在) 有限会社イワック 横浜市保土ケ谷区仏向西25-3
- 7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

令和6年9月10日、給水管より漏水している可能性を水道メーターの検針業者に指摘され、校内を点検したところ、体育館付近にある雨水のマンホールから晴天時に流水音が聞こえていた箇所が見られた。そのため、当該箇所付近にある直結給水管(体育館系統)のバルブを閉じたところ、水道メーターの針の回転が止まった。漏水箇所の特定及び修繕の完了まで当該バルブを閉じておく必要があるが、その場合、熱中症のリスクがある時期に体育館の水道が使えなくなり、生徒の水分補給に影響が出ることから、「即時的に対応を行わないと学校運営・児童生徒の安全確保に重大な支障を生じる場合」に該当すると判断したため。

- 8 契約の相手方の選定理由 横浜市の有資格者名簿掲載で、速やかに対応可能な業者を選定した。
- 9 所管 横浜市立いずみ野中学校